

# 博士学位論文審査要旨

2008年10月1日

論文題目：古代宮廷儀礼と歌謡

学位申請者：藤原 享和

審査委員：

主査：文学研究科 教授 駒木 敏

副査：文学研究科 教授 植木 朝子

副査：奈良教育大学 教授 永池 健二

## 要旨：

本論文は『古事記』所載の歌謡を対象に、歌謡の歌われる場としての宮廷儀礼の性格を明らかにしつつ、「王権の書」たる『古事記』の中で歌謡がいかなる機能を果たしているかを課題としている。『古事記』ないし古代の歌謡の研究については幾つかの視点や方法が可能であるが、本論文は作品そのものに即して、表現の意図と実際を分析する注釈的方法によって、きわめて実証的に課題を明らかにしている。本論文の構成は、『古事記』の歌謡を扱う第一編と『続日本紀』『琴歌譜』の歌謡を扱う第二編から成り、第一編の物語とともにある歌謡の分析を、第二編の実修された歌謡の分析が側面から支える関係ともなっている。

第一編第一部は、仁徳天皇と吉備の黒日売の物語に即して、前半の「淡道島行幸」と記五三番歌（第一章）、後半の吉備の地における大御飯献上と五四番歌（第二、三章）の関係を論じる。淡道島で歌われる五三番歌は、国生み神話の観念を歌いこんだ国見歌であると位置づける。続く五四番歌の場は「山方の地」での大御飯献上であり、前段の国見と相俟ち、応神天皇の遺命であり仁徳記の課題である「山海の政」の具現を確認する意味があるという新見を提起する。併せて、五四番歌について、天皇自身が菜を摘むことの不自然さを指摘し、天皇が黒日売の立場を思いやる歌とする解釈を試みる。

第二部は「献酒儀礼」に関連する三つの章から成る。第一章は吉野の国主人の献酒歌（記四八番）について、「オホミキ（大御酒）」、「キコシモチヲセ（聞しもち喫せ）」等の用語の検討から、歌詞が整えられたのは7世紀後半であると指摘する。第二章（「渡来人須々許理の献酒と石占」）は、この物語と歌謡が「大八島国」の外に及ぶ王徳を讃える意味を有することを確認する。そのうえで、諺（「堅石も醉人を避く」）との結合は単なる起源的付会にとどまらず、「石占」の観念をふまえて、仁徳の治世が神意に適うことを意味づけているとの解釈を提示する。

第三部は葬送儀礼と歌謡の関係を扱う六つの章から成り、一貫して「大御葬歌」をめぐる問題が対象である。第一章は古代の葬送関連の史料を蒐集し、当該歌謡の前提となる天武・持統朝に至る葬制の実態を整理する。第二章は、近世以降の大御葬歌に関する研究史、注釈史を詳細にたどり、問題点を整理する。それらの精緻な基礎的検証をふまえ、以下の各章で当該歌群の葬送歌としての意義が追究される。第三章では、大方〈殯宮〉と見られている歌の場は〈葬送〉のそれと捉えるべきであることを、葬送儀礼における〈喪〉と〈葬〉の位相を明確にすることによって論証する。その結論に基づき、三四番歌の解釈に迫る第四章では、「這ひ廻ほろふ」の歌詞は遺された者が「死者の跡を追いかけて行く」意の比喩であると主張する。また第五章では、「浅小竹原」（三五番歌）、「海処」（三六番歌）に死者を追跡すると歌う点は、陸地と水域とを「一般的」に示して、「場所を固定しない」大御葬歌の特質であると位置づける。第六章は、『古事記』が大御葬歌を「今に至るまで其の歌は天皇の大御葬に歌ふぞ」とするのは、『古事記』内部での起源

譚としての付会であり、葬送儀礼関連の史料に照らしてもこれが天皇の葬送儀礼で実際に歌われた徵証は見出しえないとする。

第二編は、『続日本紀』天平十五年五月五日の恭仁京内裏の宴で歌われた三首に関する第一部と、十一月節に歌われた『琴歌譜』一番歌を扱う第二部から成る。第一部第一章は、『続紀』三番歌の「この豊御酒を嚴獻る」の詞句を中心に分析し、「獻る」についての諸解釈のうち、「召し上がる」の解に就くべきことを述べ、天皇の飲酒を讃えることは「ヲスクニ（食国）」儀礼の觀念に通じることを立証する。第二章では、『続日本紀』二～四番歌が本来の儀礼の次第においては、飲酒に関する三・四番が先で五節を讃える二番が後になるとして、儀礼と「歌唱」の順序関係について新たな見方を示す。

第二部第一章では、『琴歌譜』一番歌（『記』九四番歌に同じ）が『古事記』同様の雄略天皇に関する「縁記」（物語）を記す一方で、「正説」として垂仁天皇とその妹豊次入日女に結びつけた縁記を記すことについて、十一月節（新嘗会）に歌われるものであることが、『古事記』と異なる縁記を可能にしたと推測する。第二章では、当該歌の「つくや玉垣 つき余し」の解釈について、ツク（斎く）の語は「神に斎き仕える」意とすべきことを主張する。歌垣などの誘い歌を見る通説に対して、神事を場とする歌謡のあり方についての提言である。

「王権の書」としての『古事記』のあり方を根底に据え、天皇の国土統治に関するものとして古代の宮廷儀礼を位置づけ、その中で物語や歌謡を読みとることは、正統な方法である。もともとその作品的性格からして、『古事記』の記述そのものから宮廷儀礼と歌謡の関連を精確に抉り出すことは、困難な作業である。しかし、申請者は表現の緻密な分析に徹底し、併せて多くの文献を博搜する実証的な方法によって、その困難を克服している。論述はやや多岐にわたるが、儀礼と歌謡の関連を『古事記』の構成に即して追究する態度は一貫しており、幾つかの新見解を提示している。本論文の分析結果は、『古事記』歌謡の研究を確実に前進させたといえる。

以上により、本論文は博士（国文学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断する。

## 学力確認結果の要旨

2008年10月1日

論文題目：古代宮廷儀礼と歌謡

学位申請者：藤原 享和

審査委員：

主査：文学研究科 教授 駒木 敏

副査：文学研究科 教授 植木 朝子

副査：奈良教育大学 教授 永池 健二

### 要旨：

上記審査員3名は、2008年9月27日（土）午後2時から約2時間半にわたり、徳照館2階共同利用室において、学位申請者に対する学力確認の口頭試問をおこなった。

学位申請者は、審査委員からの質疑に対して、提出論文に関する専門的知識はもとより、関連する諸分野の事柄にわたって、的確で詳細な応答をおこない、学力水準の高さを証明した。また、語学（英語）についても充分な学力を備えていることが確認できた。

以上のことから、学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は充分なものであると認められる。

# 博士学位論文要旨

論文題目：古代宮廷儀礼と歌謡

氏名：藤原 享和

## 要旨：

本論は序章で示したように、物語として記された儀礼の中に記載されている歌謡（古事記の歌謡）と実際の儀礼で歌われたことが記されている歌謡（続日本紀や琴歌譜の歌謡）の両者を古代宮廷儀礼歌謡の範疇としてとらえ、それらの歌謡の研究史を踏まえた上で新知見を展開したものである。

第一編では古事記に物語として記された国見、支配、服属、喪葬等の儀礼の場における歌謡について考察した。

古代の儀礼と歌謡を対象とした研究には、夙に土橋寛の『古代歌謡と儀礼の研究』（1965年、岩波書店）という画期的研究があり、多くの古代歌謡研究者はそこを出発点とした。ただ近年は古事記や日本書紀に記された歌謡を含む物語の生成論や、南島歌謡との比較、中国少数民族の歌垣の研究によって得られた知見からの分析等に研究の重点が移りつつあり、古事記の物語中に置かれた歌謡そのものや物語の語る儀礼の場についての研究が影を潜めた感がある。そこで本論は古事記の中に（物語として記された儀礼とともに）記載されている歌謡について、あくまで古事記の表現に依拠し、その表現の意図するところを中心に論じた。これは土橋以後の研究の発展や方法論の変化を否定するものではなく、むしろ積極的に吸収しながら、今一度古事記そのものに立ち返って、歌謡の表現に研究の焦点を絞りなおそうという考え方からである。即ち、近代にまで存続した民俗行事やそこでの歌謡の表現を古事記歌謡の分析に用いるという土橋的手法ではなく、王権（「王が共同体に王として君臨するための根拠、すなわちその力の根元」（多田一臣『上代文学研究事典』1996年、おうふう））の書としての古事記の位置づけを前提として、天皇の国見や天皇に対する大御飯・大御酒献上、新嘗祭における妹の盞献上、皇族の喪葬儀礼の場として描かれた場面と歌謡を、国土統治、支配服属、王権祭祀としての新嘗祭、大御葬の儀礼と捉えて分析を行った。

第一部では国見、統治、大御飯献上儀礼歌等を扱った。

第一章では奈良盆地ではなく難波に宮を置く天皇である仁徳が、神話上ののみならず政治上も重要な場所である淡道島に坐して国生み神話の島々（淡島、淤能碁呂島）や実際は見えない遠くの領土の島々（檳榔の島、離つ島）を国見し、「我が国」として「見ゆ」と歌う（五三番歌）ことが仁徳の君臨、支配を示す大きな意味を持つことを明らかにした。

第二章では大御飯献上の場が「山方地」であることには、仁徳が神話上の島や遙か遠くの領土の島々を国見する（五三番歌）ことによって示した海の政と対をなして山の政（大山守命に一旦応神天皇より委ねられたが大山守命は謀叛により誅殺された）をも継承したことを見出す意図があると分析し、更に一旦宇遲能和紀郎子に委ねられた天津日繼も、その死によって仁徳が継承し、総ての統治権能が仁徳に集中する記述となっていることを明らかにした。

第三章では従来の五四番歌の解釈が吉備人=黒日売として仁徳が黒日売と一緒に青菜を摘む楽しさを詠んだと思っていたが、それでは大御飯献上を受ける仁徳自身が大御飯の材料を採集することになり大御飯献上儀礼の本質を逸脱するので、吉備人=吉備の人（青菜の耕作者）ととらえ、難波を離れて吉備の人と一緒に青菜を摘むことがたのしいのか？楽しいはずはないだろう？という仁徳の黒日売への恋歌として読むべきであると結論づけた。

第二部では献酒儀礼歌を扱った。

第一章では從来古事記の成立をかなり遡る時期の歌詞であるとされてきた吉野の國主人の献酒歌（四八番歌）が、国柄奏が宮廷儀礼化したと思われる七世紀後半段階のものであることを歌詞の分析を通して示した。

第二章では応神が渡来人須々許理の献酒に「事無酒 笑酒に 我醉ひにけり」と歌ったことは石占の呪術を背景にした記述で、朝鮮半島までも支配下におくことが神意に叶った状態であることを示しているという新たな読みを提示した。

第三章では雄略記の三重の獻酒歌は、從来のように孫の助命のための歌と解釈するのではなく、新嘗祭という宮廷儀礼の場で天皇の治世を寿ぐことを目的としたものであったことを論証した。

第三部では喪葬儀礼歌を扱った。

第一章では大御葬歌の分析のため、文献史料以前から持続までの葬送儀礼を整理した。

第二章では契沖以来の大御葬歌研究史を整理した。

第三章では古事記の「葬」・「喪」両字の使い分け等から、大御葬歌の場は從来多くの論者が主張してきた殯宮ではなく、殯宮の後の葬送及び埋葬儀礼であると結論づけた。

第四章では前章のとおり三四番歌の場を埋葬と考えることによって「這ひ廻ろふ」が殯宮における匍匐儀礼ではなく埋葬の場における死者の近親者的心情表現として理解出来ること、また、第五句「ところづら」は万葉集の用例から「常しくに」「尋め行く」を導く語であることが確認出来、葬歌の表現として他の蔓性の植物では代替不可能であることを示した。

第五章では大御葬歌の二首目（三五番歌）と三首目（三六番歌）の表現を考察した。これらの歌には「浅小竹原」と「海処」を難渋しながら進む表現があるが、陸地と水域を表現しながら特定の場所を歌い込んではいない。これは特定の天皇ではなくどの天皇の葬送儀礼にも歌うことが可能な表現であり、このことが天皇の大御葬に歌う歌としての特質であることを示した。

第六章では大御葬歌の記載がない日本書紀などの喪葬記事に同歌の場を求めず、あくまでも同歌の記載のある古事記自体の表現のなかで古事記が想定する大御葬歌の場を求めなければならないことを示した。加えて大御葬歌が古代から連綿と近代にまで歌い継がれたとした研究の誤謬を指摘し、現在天皇の葬儀で歌われる四首の歌は古事記記載の大御葬歌を歌詞として明治天皇御大喪に向けて作曲されたものであることを近代の史料により示した。

第二編では現実に行われた天平十五（743）年五月五日の恭仁宮内裏での宴（續日本紀）や十一月節つまり新嘗会（琴歌譜）の儀礼の場における歌謡について考察した。

古代歌謡の範疇に属するものであっても、續日本紀や琴歌譜の歌謡は、その多くが（物語として伝承されたのではなく）古代宮廷の実際の儀礼において歌われたことが確実なだけではなく、歌われた儀礼の場と年月日（續日本紀歌謡）、歌われる宮廷の年中行事（琴歌譜）まで明らかになっている場合が多い。記・紀歌謡とはちがい、現実の宮廷儀礼の場と歌謡の関係を分析し得る研究の宝庫と言える。しかし残念ながら續日本紀歌謡は宮岡薰の『古代歌謡の構造』（1987年、新典社）、『古代歌謡の展開』（1995年、和泉書院）、琴歌譜は賀古明の『琴歌譜新論』（1985年、風間書房）を措いてまとまった研究が少なく、記・紀歌謡に比してまだまだ研究の及んでいない部分が多い。本論はこの分野にも研究の手を広げてこそ真の意味での古代宮廷儀礼と歌謡の分析となると考え、研究方法も含めて今後まだまだ開拓されて行くであろうこの分野に一石を投げるべく、四編の論考において考察を試みた。續日本紀所載歌謡については、天平十五年五月五日の恭仁宮内裏における儀礼とそこで歌われた歌謡の機能の関係、琴歌譜所載歌謡については、古事記所載の歌謡とほぼ同じ歌が琴歌譜に別の所伝を伴って記されることの意味と平安時代初期の宮廷儀礼における受容形態との関係の分析を行った。

第一部では恭仁宮の宴での歌を扱った。

第一章では天平十五年五月五日に恭仁宮内裏で行われた宴での歌のうち二首目の検討を行った。末尾の「許能等与美岐遠 伊可多豆未都流」という表現は、この立派な御酒を厳肅に献上するという従来の理解ではなく、この立派な御酒を（国家の統治者の行いとして）厳肅に飲むという食国思想を背景にしたものであり、厳肅に酒を飲む聖武の正統性をアピールした上で、その聖武によって皇太子とされた阿倍内親王の正統性をも鮮明にするという政治的な意味合いの深い表現であることを明らかにした。

第二章では前章の場面で歌われたと記される三首の歌は続日本紀に記載されたとおりの順序で歌われたのではなく、実際は後に記載の二首が最初の一首の前に歌われたものであることを論証した。

第二部では琴歌譜に記載の歌謡を扱った。

第一章では一番歌について検討した。一番歌と古事記九四番歌はほぼ同一の歌であるにもかかわらず、一番歌に續いて記された縁記には古事記九四番歌と共に記される所伝と相反するものがある。この違いは当該歌の解釈に大きな違いをもたらすが、一番歌が十一月節（新嘗会）という重要な宫廷儀礼の場に歌われるものである以上、古事記の伝承と異なる解釈が平安朝初期の宫廷儀礼では行われていた可能性があることを指摘した。

第二章では一番歌の元歌となった古事記九四番を扱った。歌詞中の「都久夜多麻加岐 都岐阿麻斯」は従来「築くや玉垣 築き余し」、「築くや玉垣 斎き余し」、「斎くや玉垣 斎き余し」の三通りの解釈が行われていたが、みもろに玉垣を築くという行為は即ち神の来臨を願うことであり同時に神に斎き仕えることそのものであると考えるのが古代文学の表現として適當であることを示した。

以上、古事記の歌謡については、従来の單一的な独立歌謡論からではなく物語として記された儀礼の中の歌という視点から細かく表現を分析すると、これまでの解釈の変更が必要になることや王権儀礼において歌が發揮する機能がより鮮明になることを示した。続日本紀や琴歌譜の歌謡については、歌われた場が明確であることから、宫廷儀礼の中で歌謡が担った機能即ち天皇統治の思想や宴に組み込まれた時の政治的演出効果、古事記所載歌謡の古代後期における受容形態等を歴史的実体的に分析して示した。物語の中の儀礼歌謡と歴史的実体としての儀礼歌謡を総合的に考察することにより古代歌謡研究の到達点を一步進める論とした。